

新潟市障がい者施策審議会について

【所管事項】

- (1) 障害者基本法による規定
 - ・障がい者計画策定についての審議
 - ・障がい者に関する施策の総合的・計画的な推進についての調査審議及び実施状況の監視
- (2) 障害者総合支援法による規定
 - ・障がい福祉計画についての審議
- (3) 児童福祉法による規定
 - ・障がい児福祉計画についての審議

■ 障がい者計画とは

保健、医療、教育、雇用、生活環境、啓発など幅広い分野を対象とした、障がい者施策の総合的な計画

■ 障がい福祉計画とは

障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量などを明記した計画

■ 障がい児福祉計画とは

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量などを明記した計画

【会議の公開・非公開】

- ・公開

【設置根拠】

- ・障害者基本法第 36 条
- ・新潟市障がい者施策審議会条例

【経緯】

- ・平成 19 年の政令指定都市移行に伴い「障がい者施策推進協議会」として設置。
- ・平成 23 年の障害者基本法の改正を踏まえ、「障がい者施策審議会」に名称を変更。

■ 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

■ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

■ 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。